調停絶対反対と声明したのである。
然るに我等の運動は裏切られ我等の願望は達せられず遂に強制調停の発動を見る。事茲に至っては我等は又何をか言はん！ 我等が人血を注いで戦った十有余日に報ゆるゝものは此の悪法の発動である。 果して我等に再び苦杯を嘗めせしめんとするか？ 天下の法は泣き皇道日本の政治は根本的危機に立つ。然し我等は当局の誠意と互譲を期待し要望し今暫く調停委員会の成行きを監視する。然して静かなること林の如く、動かざること山の如く、粛然として其の成果を待たんとす。

右声明す

皇紀二千五百九十四年九月十七日

日本交通従業員組合本部

東京市芝区新橋二ノ十六昭生ビル（土橋際）

電話銀座一、五一六番

昭和九年九月十七日（午後三時五十分）

警視庁特別高等警察部労働課

市電争議ニ関スル情報（第八五報）

一、市電従業員ノ罷業休止乗車問題ニ関スル十七日朝ノ状況

東交本部ニ於テハ十六日ノ中央斗争委員會ニ於テ罷業ヲ休止シ十七日始發ヨリ一齊就業スルコトニ決定シコノ旨ヲ電氣局ニ代表者ヲ派遣シテ通達シタルコトハ既報ノ通リナルカ十七日始發時ヨリ電車部其ノ他ノ従業員ハ所屬職場ニ出頭就業ヲ申出テタル所各所長並ニ主任等ノ多クハ電氣局長ノ命令ト稱シ乗車ヲ拒否シ或ハ乗車ノ日時ヲ明示セス甚タシキニ至リテハ従業員ニ對シ侮辱的言辞ヲ弄シ其ノ所置極メテ感情的ナルモノサヘアルノ状況ニシテ之等一般的態度ヲ

5862,1